

## 総研レポート

# 経済発展論の新たな枠組みからみた協同組合

本レポートでは、欧米において過去 40 年程度の間形づくられてきた経済発展論の新たな枠組みについて紹介するとともに、それを基礎にした、外部の視点からの協同組合理解について説明している。こういった、協同組合に対する外部からの視点を知ることは、わが国において業種別協同組合を超えた「協同組合そのもの」への客観的な説明力や認知度を高める際の手がかりになるものである。また、経済発展論の新たな枠組みは、過去 30 年近くにわたって他の主要国に例をみない低迷のなかにあるわが国経済の状況にも、大きな示唆を与えるものと考えられる。

農林中金総合研究所

# 経済発展論の新たな枠組みからみた協同組合

## 目次

はじめに～Institutions が意味するもの	1
1 規律（制度）の経済学が明らかにしてきたこと	5
（1）規律（制度）と経済発展の間にはどのような関係があるのか	5
（2）規律（制度）はどのような分類ができるのか	6
（3）単純な交換（交易）の促進・抑制の要因となる規律（制度）の構造	7
（4）組織・企業に関する NIE からの知見	11
（5）公（おおよげ）の規律づけが経済発展に与える影響	12
（6）内部規律、外部規律と経済発展の関連性	14
（7）規律（制度）の経済学と関連する研究プログラム	16
（8）「実践的な改善策」策定に向けた NIE による研究の方向性	17
（9）規律（制度）の経済学が経済政策に対して示唆することから	19
2 規律（制度）の経済学発展の含意とわが国への示唆	20
（1）物理学を範とする経済学から、社会の科学としての経済学へ	20
（2）物理学からの脱却は「経済学のコンセンサス形成」への取組みでもある	21
（3）NIE の成果からみたわが国経済と経済学	22
3 規律（制度）の経済学からみた協同組合	24
おわりに	27

執筆者 (株)農林中金総合研究所  
理事研究員 小野澤 康晴

## はじめに～Institutions が意味するもの

本稿の課題は、欧米において過去 40 年程度の間形作られてきた経済発展論の新たな枠組みについて紹介するとともに、それを基礎にした、外部の視点からの協同組合理解について説明することにある。こういった、協同組合に対する外部からの視点を知ることは、わが国において業種別協同組合を超えた「協同組合そのもの」への客観的な説明力や認知度を高める際の手がかりになると考える。それに加えて、経済発展論の欧米における近年の枠組みは、過去 30 年近くにわたって他国に例を見ない低迷の中にあるわが国経済が、なぜそのような状況に陥っているのかという問題に対しても、大きな示唆を与えるものと考えられる。

結論を先取りしていえば、Institutions matter (institutions が重要である) という共通認識のもとで進められてきた多分野にわたる研究を総括している New Institutional Economics (以下、NIE) が、本稿で取り上げている「経済発展論の新たな枠組み」なのであるが、わが国においてはその内容は必ずしも十分には認知されていないため、本稿ではその概要を紹介する。

NIE を「経済発展論」に整理することには必ずしも合意を得ないだろうが、鳥居 (1993) が「経済発展という問題意識はアダム・スミス以来 200 年余りの経済学の歴史を通じて、経済学の核心を成して来た。これまで登場した経済理論これまで行われた経済研究の全てが、結局は経済発展研究であったといってもよい」<sup>(注1)</sup> と指摘しているように、経済発展論は「経済学そのもの」と相当程度重なっている面がある。筆者は NIE の枠組みは、現在の主流経済学に代わって今後「経済学の共通理解の基盤」になっていくものと考えているが、現時点で NIE は例えば金融現象や財政政策を理解する際の共通の枠組みというまでには十分に及んでいないとみられるため、本稿ではあえて「経済発展論の枠組み」として整理している。

NIE はこれまでわが国では「新制度経済学」と訳されてきたが、取り上げてきた課題や明らかにしてきたことを考慮すれば、新しい「(集団的) 規律の経済学」とでも訳した方が、より適切に理解できると考え、本稿では institution に対して「集団的規律」ないし単に「規律」という訳語をあてている。

なぜあえてそのような、前例と異なる訳語をあてるべきと考えるのか。institution、institutional は、例えば institutional investor を「制度投資家」とは訳さずに「機関投資家」と訳すように多義的な概念であって、どのような内容を取り上げているかによって適切な訳を考えるべきものである。そのうえで、近年の NIE の概説書における institutions の定義をみてみよう。

まず Kasper (カスパー) 他 (2012)<sup>(注2)</sup> では Institutions – customs, laws, and the like are known, enforceable rules of behavior that come with penalties for not obeying the rules of the game (called sanctions). Institutions can make the actions of individual more predictable and help enormously with the difficult coordination problem. (4 ページ)

(訳：Institutions とは、慣習や法律など、既知の、強制力のある行動ルールの中で、ゲームのルールに従わない場合の制裁がついているもの。Institutions は、個人の行動をより予測可能にし、難しい調整問題に多大な効果を発揮する)

次いで Voigt (ヴォイト) (2019)<sup>(注3)</sup> では We can then define institutions as commonly known rules used to structure recurrent interaction situations, such rules being endowed with a sanctioning mechanism in case of noncompliance. . . . Institutions provide information and thus help reduce strategic uncertainty. (16~17 ページ)

(訳：institutions とは、繰り返される相互作用の状況を構造化するために用いられる一般的に(共通的に)知られたルールであり、そのようなルールには、不遵守の場合の制裁メカニズムが備わっているもの、と定義することができる。 . . . Institutions は戦略的な不確実性の低減に役立つ情報をもたらす)。

以上のように、近年の概説書において Institutions は、**「慣習や法律などの「ルール」でありかつ、それに反した場合に制裁が伴うもの**」という含意がコンセンサスとなっている。

「制度」という概念にも確かに「ルール」という面があり、制度に反した場合に制裁(罰則など)がある場合もあろう。しかし、制度という概念では、様々な制度に関係ある人もいれば関係のない人もおり、関係ある人にとっては「ルール」であり違反した場合に「制裁」のあることもあろうが、関係のない人にとっては何ら影響がないような状況も想定されてしまう。その点は「制度」という訳を置いた場合に、欧米で論じられているテーマとの間で大きなズレを生んでいると考える。

欧米の NIE がテーマとしてきた institutions には、後述するように、例えば言葉を使う場合の文法のようなルールも含まれるのであり、社会生活を送るのであれば、誰もが対応を要する、あるいは無意識に対応をしているような様々な行動上の制約要因をも対象にしている。経済活動や社会生活は全くの無規律では成り立たないから、「規律」は社会生活を送り、経済活動を営む全ての人の行動に、何らかの影響を及ぼすものである。Institutional economics はそのようなものとして institutions を認識しているのであるから、「制度」という訳よりも「規律」の方が、欧米の NIE が取り上げてきた対象を的確にとらえていると考える。また、定義である「慣習や法律などのルールであり、かつそれに反した場合に制裁が伴うもの」という概念を一言で表すとしたら、「制度」というよりも「規律」の方が日本語の含意としてもより合致していると思われる。

規律は通常 discipline ということだろうが、discipline と institutions との相違は、institutions はその反意語に individual があるように、もともと集団的な共有という意味があるため、その含意を活かせば institutions は「集団的(に共有されている)規律」であることが discipline との相違ということになる。言い換えれば、discipline には純粋な個人的規律も含まれるが、institutions にはそういったものは含まれない。単なる「個人的規律」ではなく、それが何らかの意味で集団的に共有されている規律だからこそ**「反した場合の制裁」**につながるのであって、「ルール」であって**「反した場合に制裁があるもの」**という定

義には、それが集団的な現象であることが含意されている。

ただし「制裁」といっても具体的な罰のようなケースだけでなく、例えば前述の「文法ルール」のようなものであれば、それに違反すれば「コミュニケーションができない」ということが「制裁」なのであり、その意味で、「制裁」についてもそういった幅広い概念としてとらえる必要がある。

NIE は、主流派である新古典派経済学の根幹の考え方が、誤りではないものの現実社会のごく一部しか説明できないという、今日の経済学者の大方の認識を踏まえて発展してきた経済学を包括するものである。具体的には新古典派経済学は「競争市場で成立する相対価格を指標として、経済主体が自らの効用最大化を図ることが、社会的な資源の最適な配分につながる」、つまり、公正に成立している価格をもとにして**「競争による規律」が働けば、**経済活動は効率的になり、それが豊かな社会につながるという考えなのである（所得格差は政治の問題として税や財政による再分配として対応）。しかし、そういった命題が成り立つには、取引される財・サービスの質が関係者全てに共有されていること（情報の完全性）や、関係者間での連携など（独占や寡占など）が一切存在しないという「完全競争」が条件であり、現実の経済においては、質に関する情報が完全であるような取引はごくわずかで、売り手と買い手の間で質に関する情報格差が大きい場合、「安かろう悪かろう」という商品ばかりになってしまう、いわゆる「逆選択（adverse selection 逆淘汰ともいう）」というような状況におちいることが、例えば米国の中古車売買市場を対象にしてジョージ・アカロフが1970年に発表した論文などで、理論的にも実証的にも明確にされたものである<sup>(注4)</sup>。

現実の経済活動は**「競争による規律」**だけで円滑に運営されているわけではない。当然のことであるが**「法による規律づけ」「契約で規定することによる規律づけ」「取引の内部化（組織内取引化）による規律づけ」**などが、経済活動を規律づけているのであり、独占禁止法などで競争環境を整備し、行動の自由を確保して情報公開を進めていけば、「競争による規律づけ」だけでどの国も豊かになるというのではなく、国や地域に固有の法や、契約のありかた、組織ガバナンスなどを通じた様々な規律付けのあり方が、豊かさや貧しさに影響する要因として大きいということが、近年多くの欧米の経済学者の共通認識となっているのである。法と経済学、契約理論、組織の経済学などとわが国では個別に紹介されている研究分野は、欧米においては、後述するように **Institutions matter**（経済成長や発展には様々な規律づけのありかたが重要な要因となっている）という考え方を共有する、大きな意味での共通認識に立つものなのである。

NIE を基礎とした経済分析は欧米では膨大になされており、2008年時点で既に、それまでの主要な論文をまとめた850ページを超えるハンドブックが出版され<sup>(注5)</sup>、入門的な概説書も数多く出されている。ヴォイトが指摘しているように、NIEに関わる（広く **institutions matters**=多様な規律の存在を重視する）経済学者として、ロナルド・コース（1991年）、フリードリヒ・ハイエク（1974年）、ハーバート・サイモン（1978年）、ダグラス・ノース（1993年）、エリノア・オストロム（2009年）、オリバー・ウィリアムソン

(2009年)などがノーベル賞を受賞している[2ページ](以下[ ]内のページ数は全てVoigt (2019)のページ数)。また、ダロン・アセモグルやダニ・ロドリックといったベストセラーになるような一般向け経済書<sup>(注6)</sup>を著している研究者も、NIEの枠組みに基づく専門的論文を数多く書いているNIEに連なる論者であるが、わが国ではほとんど、そのような位置づけでは理解されていない。

そういった理論的な課題への対応という面に加え、過去40年程度の間、NIEの分野で急速に研究が進んだ背景には、特に1990年代以降、ソ連・東欧の旧社会主義圏崩壊と市場経済への移行が、大枠では同様な「企業民営化や市場機能の導入」という方向でありながら、その後の経済成果に国別の大きな格差がみられ、それが偶発的に発生した社会実験となることで、各国ごとの法や契約のありかたの相違、組織などの規律のあり方の相違や、その国のそれまでの歴史の違いなどが要因として大きく注目され、多様な規律が経済発展や成長に与える影響に関して、知見が急速に高まったという背景があるという。

「規律」という概念の中には「決められた通りの行動をする」というような、ともすれば「自由」と対立するようなイメージで受け取られかねない面がある。そのようなイメージがあることが、「自由な選択」を重視する経済学の考え方のなかで、わが国においてinstitutional economicsが「規律の経済学」ではなく「制度の経済学」と訳されてきた一つの背景なのかもしれない。しかし本稿で取り上げているinstitutions=多様な集団的規律には、先ほども取り上げたが「文法」のようなもの含まれている。言語の利用にも一定のルール(文法)があって、ある程度はそれに従わなければコミュニケーションは成り立たない。

「自由な意思疎通のためには最低限の言語のルール(規律)に従わなければならない」ということを考えればわかるように、規律は自由の反対概念ではない。また、規律は外部(上)から与えられるものとは限らず、チームワークにおける役割分担やチーム内ルールのように、関与する人々が自分達で合意のもとで作り上げていく規律もある。民主政治や、協同組合が重視している民主的な意思決定と実行も一つの「規律」であり、その意味で様々な集団的規律の存在意義や実社会におけるその機能について理解することは、社会科学の基本的課題といえるのである。

また「規律」は「行動の制約」という面が強いが、その反面で「特定の行動をおこすインセンティブを形成する」という面がある。つまり、規律には「制約」という面だけでなく「インセンティブ形成」という面もあることに留意が必要である。

いずれにせよ、「欧米においてinstitutionsと経済発展・成長の関係をめぐって何が明らかにされてきたのか」が重要であり、制度と訳すか規律と訳すかは二義的な問題であるが、欧米において明らかにされてきたことの含意がより理解しやすくなると考えられることから、本稿ではinstitutionsを原則的に規律と訳し、それがこれまでわが国で制度と訳されてきたものであることを明確にするために、規律(制度)などとも表現している。

以上のことを前提に、近年の概説書をもとに、NIEの全体像を紹介する。

(注1) 鳥居泰彦(1993)「経済発展理論の系譜と新潮流」大蔵省財政金融研究所『ファイナンシャル・レ

ビュー』 4 ページ

(注 2) Kasper, W. and M. Streit, and P. Boettke (2012) *Institutional Economics, Property, Competition, Policies*, Edward Elgar Publishing

(注 3) Voigt, S (2019) *Institutional Economics An Introduction*, Cambridge University Press

(注 4) Akerlof, G (1970) "The Market for "Lemons": Quality Uncertainty and the Market Mechanism" *The Quarterly Journal of Economics*, Vol. 84, No. 3.

(注 5) Menard, C. and M. Shirley ed. (2008) *Handbook of New Institutional Economics*, Springer

(注 6) 例えば Acemoglu, D and J. Robinson (2012) *Why Nations Fail The Origins of Power, Prosperity, and Poverty*, Brookman 鬼澤忍訳 (2013) 『国家はなぜ衰退するのか』早川書房、

Rodrik, D. (2011) *The Globalization Paradox* 柴山桂太、大川良文訳 『グローバリゼーション・パラドクス 世界経済の未来を決める三つの道』 (2013) 白水社

## 1 規律（制度）の経済学が明らかにしてきたこと

欧米において NIE に関する概説書は数多く出版されているが、本稿では Voigt (2019) を基礎に概要を紹介する。同書を基礎にするのは出版年が新しく、近年までの NIE の動向を踏まえていること、2002 年に第 1 版が出版されていてその改定版という位置づけであるため、関係者の間で概説書として一定の評価 (peer review) を経ていると考えられることによる。ただしヴォイトの概説本のみでは理解が不十分になる可能性があるため、やや古いものの、それ以外にも前掲 Kasper ほか (2012) や、Groenewegen ほか (2010) (注 7) なども参照している。規律（制度）の経済学は欧米においては近年急速に研究が進んでいる分野であるため、概説書も次第にそれらの研究動向を反映したものが出てくるものと思われ、今後ともその動向が注目される場所である。

(注 7) Groenewegen, J. and A. Spithoven and A. Van Den Berg (2010) *Institutional Economics An Introduction*, Red Globe Press

### (1) 規律（制度）と経済発展との間にはどのような関係があるのか

欧米の規律（制度）の経済学は、過去 40 年程度の研究の高まりのなかで、規律（制度）と経済発展との間の関係としてどのような知見を蓄積してきたのか。

最も重要なのは、規律（制度）をめぐる歴史的変化と一国の経済発展との関係性の理解や、規律（制度）と経済成果にかかる国際比較などを通じて、経済発展においては、技術革新やその地域に存在している天然資源といった要因だけでなく、その国ないし地域における集団的な規律（制度）のあり方が極めて大きな要因になっている、ということを経験的事実の理解に基づいて明確にしてきたことがある。

集団的な規律（制度）がなぜ、どのような経路でその国や地域の経済発展に影響を及ぼすのか。その点をヴォイトでは、経済発展に影響を及ぼす要因として「社会的相互作用 (social

interactions) における戦略的不確実性(strategic uncertainty)に伴う取引コスト」の大小が重要で、集団的な規律(制度)のあり方次第でそういった戦略的不確実性が低下し、それが取引拡大につながるとともに、物的・人的な投資増加をもたらす要因となる、としている。その認識は、カスパーともほぼ共通したものである。技術の普及、天然資源の有効活用、個人の効用最大化のもとで競争環境整備があれば経済発展や成長をもたらされる、というわけではなく、適切な規律による**社会的相互作用における戦略的不確実性の低下**こそが、取引拡大や物的・人的投資拡大(=経済発展・成長)に結びつく、ということが、歴史比較分析、国際比較分析等を通じて経験的な事実の中からNIEが明らかにしてきたことである。

**戦略的不確実性**とは「ある行動の結果が、自分の行動だけでなく、関連する他者の行動によっても左右される場合に存在する不確実性」であり、有名な例としては「囚人のジレンマ」のような状況において存在する不確実性のことである。「囚人のジレンマ」についてはここでは詳述しないが、下図のように、A、Bそれぞれ取りうる戦略が2つある場合、例えばAにとって自らの選択の結果が、Bの選択次第によって大きく変わってくるという状況のことである。

第1図 「囚人のジレンマ」状況の説明

		Bの戦略	
		黙秘	告白
Aの戦略	黙秘	① (-1, -1)	② (-5, 0)
	告白	③ (0, -5)	④ (-3, -3)

資料 神取道宏『ミクロ経済学』(2014) 312 ページより

こういった「戦略的不確実性」は、経済活動を行っていく上でいたるところに存在しており、図の①～④までのどの結果が実現するかは、それぞれの戦略の組み合わせ次第で、「成果」の水準もそれぞれで大きく異なる。経済活動は一人では実現しないから、他者との相互依存関係は経済活動のなかで無数にあり、それが第1図の①～④のどの状態を実現するのかは、累積的に考えれば経済発展に大きな影響を及ぼす。何らかの規律の存在で①の状況が実現できれば、④の状況にしかならない社会よりもより豊かな経済状況を実現できるわけであり、規律による社会的相互作用における戦略的不確実性の低下とは、抽象的にいえばそういった状況を指している。

## (2) 規律(制度)はどのような分類ができるのか

国や地域における様々な規律(制度)が、その国や地域の経済発展や成長にどのような影



響を与えるのかという点を理解しようとする場合、そもそも集団的な規律（制度）とみなせるものとしてどのようなものがあり、どのような分類が可能なのかということが次に問題になる。前述のとおり、NIEにとって規律（制度）は「**慣習や法律などの「ルール」でありかつ、それに反した場合に制裁が伴うもの**」というような定義であり、そういった規律（制度）をヴォイトは内部規律（internal institutions）と外部規律（external institutions）の2つに大きく分類し、内部規律を更に4分類している（第1表）。

**第1表 ヴォイトによる様々な規律の分類**

ルール	強制の形式	規律の種類	具体例
1 因習	自己強制	内部規律 1	文法ルール
2 倫理的ルール	自己強制	内部規律 2	十戒、定言命令
3 習慣	非公式(インフォーマル)な社会的強制)	内部規律 3	社会的行動のルール
4 公的、民間ルール	組織的、民間強制	内部規律 4	民間仲裁裁判所
5 人工の法	組織的國家強制	外部規律	民法、刑法

(注) Voigt (2019) 17 ページ

ヴォイトの分類は、法律などの国家的な強制の有無を分類の軸として重視するもので、国家的な強制を伴うものを外部規律（external institutions）とし、それ以外を全て内部規律（internal institutions）としている。分類の仕方や分類の際の軸は多様なものがあるが、重要なのは、規律（制度）をこのように細分化することの意味であり、それは、後述するように、規律（制度）のあり方と経済発展の間の関係としては「規律（制度）と経済発展の関係性」という視点だけでなく、「規律（制度）間の相互関係」が大きな影響を与えることに対する認識の深まりを示すものである。

規律（制度）の機能と分類を踏まえ、ヴォイトの論述に従い、財産権、組織による規律、公的部門をどう規律づけるかという3つの側面から、具体的な規律（制度）と経済発展の関係性について概観したい。

### **（3）単純な交換（交易）の促進・抑制の要因となる規律（制度）の構造**

主流の新古典派経済学においては、様々な主体が、自らが所有する「モノ」を他者が所有する「モノ」と自発的に交換をすることで、当初の状態よりも、全ての人にとって望ましい状況が生まれる交換（交易）の利益が説明される。

そういった交換（交易）は、それが促進されるか抑制されるかという点を考えるならば「社会的相互作用」という観点からみる必要があり、具体的には、単なるモノとモノが交換されているのではなく、財産権（property rights）と財産権が交換されているとみる必要がある[38 ページ]。なぜなら、交換（交易）が促進されるためには、交換（交易）を行う人々の間できちんとした財産権が確立していなければ、交易ではなく略奪が主流になってむしろ交

易の抑制につながることもあるのだから、単なる交換（交易）も、それが促進されるのか抑  
制されるのかを考える場合、その交換（交易）を成立させている財産権のあり方を踏まえな  
ければ考察することはできないのである。

伝統的に財産権（所有権）は、使用、改変、収益獲得、処分の自由がその内容であると理  
解されており[38 ページ]、国家あるいは何らかの団体が実効力を持ってそういった権利を  
確保することが、経済発展や成長のための基本的な条件とあってよい。しかし、比較歴史分  
析、国際比較分析の成果を踏まえれば、そういった「抽象的な権利」を保障すればそれで交  
換（交易）が進むということではない。財産権をとりまく状況は国によって区々であり、財  
産権の多様なあり方が経済活動における規律に与える影響も様々なものがある。そういつ  
た理解の深まりを踏まえて、経済活動にどのような規律を与えるかという観点からの「**財産  
権の経済学的な定義**」として、「**残余コントロール権**」、つまり「あらかじめ締結されている  
契約、慣習、もしくは法律に背反しないかぎり、資産の使用にかかるいっさいをどのよう  
にも好きなように決定できる権利」という共通理解が広まってきたのである[73 ページ]。つ  
まり、「使用、改変、収益獲得、処分の自由」を国家が保障しても、それだけで「どの国も  
どの地域も同様に交易が拡大する」とは限らないというのが経験的な事実であり、財産権そ  
のものが「抽象的な権利」ではなく、社会の慣習や他の法律との関連のなかでその国や地域  
特有の規律を生み出しており、それを踏まえた定義が、「残余コントロール権」ということ  
である。そういったテーマはこれまで「財産権理論」といった分野で研究されてきたもので  
あるが、ヴォイトは財産権理論を「NIE の構成要素となっている先行分野」と位置付けて  
いる（第2表）。

**第2表 NIE と関連する研究プログラム**

研究プログラム	中心的な問題	NIEとの関連
取引コスト経済学	正の取引コストの帰結	NIEの構成要素となる先行分野
財産権(所有権)理論	財産権に関する取り決めの違いによる影響	NIEの構成要素となる先行分野
情報の経済学	不確実な状況に対処する方法の特定化	NIEでも情報の経済学でも不確実性が中心的な役割を担う
憲法経済学	国家の正統性、代替的な憲法ルールの帰結、憲法ルールの決定要因	規範的な憲法経済学はNIEに付加 実証的な憲法経済学はNIEの一部
公共選択論	政治の経済分析	外生的に与えられたルールのもつインセンティブ効果の分析の(面でNIEと関連)
法と経済学	法の経済分析	外生的に与えられたルールのインセンティブ効果の分析(主に私法・刑事法に関するもの)の面でNIEと関連

資料 第1表と同じ。33 ページ。

ヴォイトは財産権が「残余コントロール権」であることを具体的な事例をあげて説明して  
いるわけではないが、例えばミルグロム&ロバーツ (1992) (注8) においては以下のような分

かりやすい例で説明をしている。

「単純な物理的資産に関してすら所有の概念は複雑である。何かを所有する人間は、その利用に関して一定の権利と義務を有する。例えば、自動車を所有するなら、(運転免許があり、交通法規を守るかぎりにおいて)それを運転し、(合法的な駐車場に)駐車し、(ウィンドウの限界を遮らず、また公序良俗に反しない範囲で)塗り替えたり飾り付けしたりし、(排気基準を満たし安全保守義務に従う範囲で)誰にどのくらいの頻度で修理点検に出すかを決め、(相手が無免許でないという前提で)他人に運転させ、(贈り物として永久的に、あるいは、レンタルとして一時的に)他者に権利を譲る、等々のことである。」(訳書 321 ページ)。

財産権一つとっても、それが経済活動に与える規律やインセンティブは、国や地域によって多様であり、それがひいてはその国や地域の経済発展の度合いにも影響を及ぼしているのである。

財産権が「残余コントロール権」であり、それにかかわる周辺の規律(法や慣習など)を踏まえて把握すれば、その国や地域の交換(交易)にかかる制約やインセンティブのあり方を理解するにはそれで十分か、といえはそれだけではない。

それは「行動経済学」「実験経済学」などが明らかにしてきた人間の「合理的判断」にかかる特有の性質、いわゆる「限定合理性(bounded rationality)」の特質による影響である。より具体的には、**交換(交易)に関する「公正さ」(内部規律の一つ)についての判断**のあり方に、国や地域によっても違いがあるのである。

交換の当事者が「公正さ」をどう感じているかという点については、有名な「最後通牒ゲーム」による実験がある。最後通牒ゲームとは、2人のプレイヤーを提案者と応答者に分けて例えば1000円を2人の間で分けるゲームであり、提案者が提案した分配を応答者が受け入れれば2人ともその分を得るが、応答者が拒否すれば2人とも何も得られない。単純な合理性を考えれば、応答者は1円でも得であるから、あらゆる分配が成立することになるが、現実の実験を行うと、あまりに不公平な提案には応答者が拒否することで、両者とも何も得られない結果になることが多いというもので、分配の公平性に関する内部規律の影響について理解する際の参考になるものである。

このような研究は実験経済学、行動経済学だけでなく心理学などの分野でも行われているものであるが、多くの実験の結果、最後通牒ゲームの結果は、世界各地で大きな違いがあるということであり、大きな傾向としては、市場交換が盛んな社会ほど、応答者を配慮した提案が多くなる傾向がみられるという。途上国の自給自足的な地域においては、応答者に配慮した提案は少なく、かつ提案が拒否されることもほとんどない、といった結果になったという[46 ページ]。そういった交換をめぐる「公正感」といった内部規律の状況も、交換を促進したり抑制したりする要因になるのである。

またそういった公正感は価格設定行動にも影響を与え、例えば需要変動の大きな商品においてその変動をならすために需要ピーク時の価格を引き上げ、需要停滞期の価格を下げ

る「ピークロード・プライシング」が消費者から非難されることが多いなど、価格設定についても公正さや正義の概念に影響されることが明確になってきたという[47 ページ]。

交換（交易）に与える規律の要因としては、そういった「個別規律の影響」だけでなく、内部規律と外部規律の相互作用、といった要因も影響を与える。ヴォイトによれば、内部規律と外部規律の関係には**中立、補完、代替、対立**の4つのパターンがある。内部規律と外部規律の関係が「中立」とは、それぞれの規律が、人間の行動の無関係な領域に関与しているケース、「補完」とは、行動を同等または類似の方法で制約し、ルールの実行が**国家及び民間アクター**によって組織されている場合、「代替」とは、行動を同等または類似の方法で影響を与え、ルールの実行が**国家または民間アクター**によって組織されている場合、「対立」とは内部規律の遵守が外部規律の非遵守を意味したり、またはその逆に、外部規律の遵守が内部規律の非遵守を意味するような場合である[19～20 ページ]。

そのなかでも特に**内部外部の規律が対立関係にある場合には、経済発展が妨げられるという経験的な事実**がある。具体的な事例としてはかつての欧米による植民地支配において、同じような支配の体制をとったにもかかわらず、その支配体制（外部規律）が内部規律と対立するような地域においては、内部規律の非遵守につながるような取引は、闇取引のような形でひろまることはあっても表面的には進まないというような違いがあったということである[48 ページ]。

内部規律と外部規律が対立することによって外部規律の導入が所期の効果を上げなかった事例として、ヴォイトでは、アフリカ諸国における農地の集約化の事例が紹介されている。政府は細分化された農地所有のあり方が不効率ということで土地所有の区分けを減らす政策を講じたが、それが農地所有の慣習的なありかた（内部規律）に合致しなかったために、ほとんど普及しなかったという。なぜなら、農民はこれまでの長い農業経験のなかで、異なる地域に小さな農地区画を保有するという慣習（内部規律）を保持しており、それには1つの作物の育成に失敗したときの保険としての意味があることが、政策の失敗の原因を把握するなかで分かったことであるという[51～52 ページ]。

部分的な紹介にとどまるものの、「単純な交換（交易）」を対象としても、多様な国家や社会におけるその促進や抑制といった経験的な事実を理解しようとするれば、外部規律（制度）内部規律（制度）が関連する、極めて複雑な行動制約やインセンティブがあるということが、過去 40 年程度の歴史研究や経験的事実の国際比較を通して規律（制度）の経済学が明らかにしてきたことである。

そういった観点からは、「取引コストゼロならば、財産権がきちんと定義されていれば、当事者間の交渉で最適な配分が実現できる（はず）」といったロナルド・コースの説明は、経済主体の戦略的な行動（自らの立場を有利にするような身勝手な行動）が無いというような限定的な場合を説明できるだけであって、経験的な事実の説明には不十分であるとしている[44 ページ]。

次に、単純な交換（交易）を超えた継続的な取引、及びその取引が一体的に統治されてい

る、いわゆる組織を対象として、取引の組織内化による規律づけや、規律と組織の問題等について、NIE が明らかにしてきたことを、ヴォイトにそって概説する。

(注 8) Milgrom, R. and J. Roberts (1992) *Economics, Organization & Management*, Prentice Hall, 奥野(藤原)正寛、伊藤秀史、今井春雄、西村理、八木甫訳(1997)『組織の経済学』NTT出版

#### (4) 組織・企業に関するNIEからの知見

経済的な行動を律する法や契約等の「競争以外の」規律の役割について研究を深めてきたNIEは、組織や企業による規律づけと経済発展の関係についてどのように考えているのか。

まずNIEの枠組みからの企業の定義をみておきたい。ヴォイトは企業を「何らかの国の外部規律(会社法など)に基づく(集団である)と同時に、企業内の人々の行動を調整する独自の内部規律を創造する(集団)」と定義している。また「取引」とのかかわりでは、1回限りの単純な交換ではなくある期間繰り返し続く長期的な取引に特有の規律やインセンティブ上の問題という点や、集団全体のガバナンス(統治)と、その企業や組織が存在する国や地域の内部規律、外部規律との関わりなどが論点になる、と整理している[61 ページ]。

NIEの枠組みは、法や契約、組織といった経済活動を律する競争以外の規律の経済発展に与える影響を理解しようとするものであり、その意味で主な関心対象はNational economy(国民経済)やNation States(国民国家)である。様々な国民経済の発展度合いの大きな差を、それぞれの国家・国民がもつ多様な外部規律や内部規律の観点から包括的に理解しようとするのがNIEの枠組みであり、そこに存する企業体の発展はそれぞれの国民国家の経済発展と不可分という面が大きいから、国民国家、国民経済の基礎から離れて論ずることはできないのが実情である。

企業を対象とした経済学としては、「組織の経済学」の分野でこれまで多くの研究がなされてきており、前掲ミルグロム&ロバーツのような包括的にとりまとめた書籍があるし、そのほかにもビジネススクールなどにおいて大企業中心のケーススタディも大量になさっていて、実践的な知の蓄積が大きい分野である。ただそれらは主に市場経済が発達した工業国の主要企業を対象としたものであり、様々な国民国家に存する中小企業も含めた多様な企業における行動制約やインセンティブのあり方を、法や組織、契約などの観点から分析するNIEの立場からは、これまで蓄積されてきた「組織の経済学」の知見からより普遍的に適用可能な理解の枠組みを抽出していく、という取組みがこれまでの中心とみられる。

実際ヴォイトは前掲第2表の「NIEと関連する研究プログラム」において、「組織の経済学」を「関連する研究プログラム」に加えておらず、「組織の経済学」の更に基礎になっている「取引費用の経済学」や「財産権(所有権)理論」をあげるのみとなっている。

また、ヴォイトは、「NIEの観点からは企業分析に関する実証的な研究が十分ではない」とも指摘している[77 ページ]。一部のグローバル(無国籍)企業を除けば、企業体は何らかの国民国家の法体系や国民経済の規律体系を基礎として成立しているのであるから、その要因と分離した形で、純粋に「企業内で創造される独自の規律」の役割を比較分析の方法で

明らかにするような実証研究自体が難しいという面があると思われる。

以上のような背景もあり、「組織を通じた経済活動への規律づけ」というテーマについては、「市場取引と組織内取引を比較して資産の特殊性などの観点から取引費用が高い財・サービスは組織内に取り込み、取引費用が低いものは市場取引で対応する」という、ウィリアムソンなどが主に論じてきた「取引費用の経済学」の観点、取引を組織内に取り込んだ際には、別途「組織コスト」（株主と経営者の間等、様々な関係者間の依頼人—代理人問題など）が発生するという点に関しては、概要の紹介にとどめている[68～72 ページ]。

NIE の観点から企業における規律を考える際、ヴォイトが取引コスト経済学以上に重視しているとみられるのが、「不完備契約論」から派生した、オリバー・ハートの「財産権の集合としての企業」理論である。オリバー・ハートの「財産権の集合としての企業」理論については別に論じたことがあるためここでは詳述しないが<sup>(注9)</sup>、ハートの企業理論における「財産権」は前述の、「経済学からみた財産権」＝「残余コントロール権」＝「あらかじめ締結されている契約、慣習、もしくは法律に背反しないかぎり、資産の使用にかかるいっさいをどのようにでも好きなように決定できる権利」であって、「使用、改変、収益獲得、処分の自由」といった抽象的な権利ではない。ハートは企業を「補完的な（関連性の強い）資産を統合したもの」であり、その意味ではそれぞれの物的な資産にかかる財産権（残余コントロール権）を統合したものであるが、それは、補完的な資産を統合して一定の外部規律のもとで統治することで、経済活動に効率的な規律をもたらすことができるという考え方であり、規律（制度）の経済学の枠組みに沿った企業理解となっている。そしてそれは、資産を統合して一定の外部規律のもとで統治することの効果が無い場合には、むしろ非統合でそれぞれの資産をバラバラに運営した方が効率的という考え方となり、資産の補完性の程度やそれを外部規律のもとで一体的に統治することの有効性などの観点から適正な企業規模が決まってくるという、企業の境界論、適正企業規模論ともかかわる論点をも提示するものとなっている[72～73 ページ]。

以上に加え、ヴォイトは、企業と内部規律の関連性についても一定の知見が蓄積されていることを紹介している。それはいわゆる「企業文化」とされるものであり、内部規律として「企業文化」を確立することができれば、それはマネジメントコストの効率化につながるとともに、企業合併に際して、企業文化の両立性がテーマになるといったことも経験的な事実として説明している[75～76 ページ]。

(注9) 小野澤康晴 (2021) 「所有権の構造からみた協同組合」『農林金融』6月号

## (5) 公（おおよけ）の規律づけが経済発展に与える影響

取引の内部化（組織化）を通じた規律づけのあり方とともに、経済発展に与える規律（制度）の問題として重要なのが、公（おおよけ）に対する規律づけといったテーマである。

これは研究分野として広くみれば**集合行為（collective action）論**という分類になる。「集合行為論」は「組織論」と重なる部分もあるが、「組織論」が内部に指示命令などのヒ

エラルキー部分も含んだ集団現象を対象とした研究分野であるのに対し、「集合行為論」は選挙や政治といった「対等な個人」が集団として課題に対応する「社会をチームとした」集団現象[82 ページ]を対象としている。その意味では公（おおやけ）の規律づけは「集合行為（collective action）論」の一分野ということになる。

ヴォイトは公（おおやけ）の規律づけに関して、「憲法（国家体制）の経済学（constitutional economics）」、公共選択論（public choice theory）、法と経済学（law and economics）の3つに分けて、それらと NIE の関係を論じている。前掲第 2 表の通り、憲法（国家体制）の経済学は様々な国家の正統性やそれに伴う多様な憲法のあり方（外部規律）が国民経済に与える制約やインセンティブといった課題を取り上げ、法と経済学は、そういった憲法体制のもとでの多様な個別法（外部規律）が実際に経済活動に与える制約やインセンティブをテーマとし、公共選択論は、法やその他与えられたルールのもとで、実際に決められ執行される公（おおやけ）のあり方（選挙による議員決定、議会による法等の決定、行政機構によるその執行等）について論じる分野であるが、その全てが「NIE と関連する研究プログラム」とされている[32～33 ページ]。

ヴォイトは、公共選択論のなかで検討されてきたテーマとして、特定の団体が政治に働きかけて自らに有利な政策決定を求めるいわゆる「レントシーキング」といった現象や、選挙前になると景気対策が強化されて一時的に景気が改善する「政治的景気循環」の例を紹介している。レントシーキングについては、利益団体（interest group）によるレントシーキングを経済的衰退の一因としてとらえているマンサー・オルソンの研究がある一方で、むしろ利益団体の数が増えれば団体間の競争でレントシーキングが必ずしも経済的な衰退にはつながらないという見方もあることを紹介し、その両者を踏まえ、レントシーキングに悪用されないような適切な法体系（外部規律）が必要という認識を示している[85 ページ]。

公（おおやけ）の規律付けというテーマと内部規律のかかわりについては、実験経済学における「公共財ゲーム」の成果が紹介されている。これは参加者が当初渡された同一金額（例えば 10 ドル）の一部を公共に拠出し、参加者全体の公共的な拠出金合計に 0.4 を掛けた金額を、最終的に参加者全員が平等に受け取るというゲームである。具体的な例でいえば、例えば安全保障にかかる拠出金を参加者がそれぞれの判断で拠出し、費用を差し引いた分を「安全保障のメリット」として（拠出金の大小にかかわらず）均等に受けるというイメージである。[93～94 ページ]。

このゲームを 5 人で行った場合、全体最適を考えれば当初受け取った 10 ドルを全て公共に拠出し、集まった 50 ドルに 0.4 をかけた 20 ドルを全員が受け取る（公共財はその利用を排除できないことが特徴なので、全ての人が同じメリットを受ける状況を象徴）ケースが 20 ドル×5 で 100 ドルと最大になる。しかし、例えば 5 人のうちの一人が「ただ乗り戦略」をとると、拠出金合計が 40 ドルとなり、0.4 を掛けた 16 ドルを 5 人平等に受け取ることになるが、その際ただ乗りした人は当初の 10 ドルを保持しているから、個人としては 10 ドル+16 ドルの 26 ドルを得ることになり、個人だけを考えれば、全体最適の場合（20 ドル）

よりも多くを受け取ることになる。このようなただ乗りの可能性を考えれば、参加者が全て「個人合理性」を重視して、当初の 10 ドルから誰も拠出しないケースも想定され、その場合は公共部門の存在はゼロになり、全員が 10 ドルを保持するという結果になる。

実験という特殊な状況におけるゲームの結果が現実の説明にどの程度応用できるかという問題はあるものの、このような公共財ゲームは全世界で何百回も行われている。世界各国で行われている公共財ゲームの結果をとりまとめたオストロム (2000) (注 10) によれば、概ねの傾向として、1 回限りのゲームでも複数回繰り返されるゲームでも、最初のゲームにおける拠出割合 (公共への協力割合ともいえる) は 4 割～6 割であること、複数回繰り返されるゲームにおいては、拠出割合は低下する傾向があるが、ゼロを大きく上回る水準で維持されること、ゲームの内容を良く把握すると拠出割合が高まる傾向があること、参加者間でのコミュニケーションを高めることは、拠出割合を高めること (ただし、対面でのコミュニケーションと PC 端末等を通じたコミュニケーションでは対面のコミュニケーションの方が明らかに拠出割合を高めること) などが明らかになったとしている [94～95 ページ]。

「公共財ゲーム」の結果のなかでは、そういったゲームにおいてただ乗りする参加者に対して制裁をすべきか、という「公正感」の点では、(詳述はしないが) 実験の場所によって大きな違いがあるというような結果もでている [98 ページ]。

エリノア・オストロムによる、共同体による共有資源の管理に関する実証研究も、法や国有化などでなくとも、適切な規律が存在すれば、特定の共同体による集合行為を通じて、共有資源の管理が可能であることの事例として紹介されている [100 ページ]。

(注 10) Ostrom, E. (2000) Collective Action and the Evolution of Social Norms, *The Journal of Economic Perspectives*, Vol. 14, No. 3

## (6) 内部規律、外部規律と経済発展との関連性

以上、様々な内部規律・外部規律が、単純な交換、取引の組織内化、公 (おおやけ) の決定や実行に与える影響に関して、経験的な事実や実験を通じて、どのようなことが明らかにされてきたのかを紹介した。このような内部規律・外部規律に関する基礎的な研究成果を踏まえてヴォイトは、NIE の核となる、1 国における内部規律、外部規律のあり方が経済発展に大きな影響を与えているという仮説からの実証研究について紹介している。

そこではまず、18 世紀前半頃 (農業中心の経済) までは世界的にみるとそれほど大きな経済格差が無かったとみられる点、その後の 250 年間に大きな格差が発生したという経験的な事実を示したのちに、かつてはそれが技術の普及や資源の賦存状況、市場機能の活用や競争環境の整備などが漠然と前提にされてきたが、そういった要因だけでは、今日のように拡大した経済格差の説明としては不十分であるという認識が示される。

今日の主流派経済学において経済成長を供給面から説明する際には、労働投入 (時間と生産性) と資本投入 (資本ストックの増加) で要因分解するが、それで説明できない部分を「全要素生産性」として、技術革新や教育による人的能力向上など漠然とした説明に終始してき



たが、歴史比較分析や国際分析を通じて、また実験経済学や行動経済学の成果も参照しつつ、NIEは、そういった「全要素生産性」に関しては、その国固有の内部規律や外部規律のあり方、それら規律と物的資本・人的資本の相互作用の影響が大きいことを経験的な事実に基づいて主張できるのではないかとしている[150 ページ]。

ヴォイトが紹介している事例としては、例えば OECD 加盟国の起業家と低所得国の企業家のインタビュー（全体で 58 か国）において、経済成長と高い相関があったのは、「人と財産の安全性」「ルール作りの予測可能性」に対する見方であり、投資率との高い相関があったのは、「汚職の度合い」「政治的不安に対する認識」「法執行の予測可能性」などに対する見方であったという[126 ページ]。

内部規律や外部規律のあり方が経済成長や豊かさの原因になるのではなく、経済成長や豊かさが、例えば民主政治などの規律を生み出す社会的な余裕を生むのではないかという見方もあるが、アセモグルほか（2014）<sup>(注 11)</sup>では、民主政治の定着についての指標を作成した上で、計量経済学的手法を利用して、所得増加が民主政治をもたらすのではなく、民主政治が所得増加につながるという点が明らかにされている。

そのほかにも、ルール変更に合意するために必要な（政治的）関係者が多いほど、「予期せぬルール変更の可能性」が低くなるから、拒否権を持つ人や会議体の数が多いと、法的な安定性が高まり、投資増加を通じて経済成長にプラスに働くとの実証研究もある（Henisz（2000））。ただこの成果に対して、ヴォイトは、その条件は必要条件ではあっても十分条件ではなく、例えば、「レベルの低い規律」の政治体制において、拒否権を持つ人や会議体が多い場合には、むしろ望ましい規律改革が行われないうことにつながり、低成長の要因にもなる可能性があるとして指摘している[125 ページ]。

またダニ・ロドリックほか（2004）<sup>(注 12)</sup>によれば、様々な国の経済的な豊かさ、貧しさ（平均所得による）の原因については、①気候や天然資源、輸送コストなどに影響する地理的要因を重視する見方、②生産性の変化に影響を与えるとされる国際貿易の活発さの影響を重視する見方、③財産権や法の支配（rule of law）といった規律（制度）の役割を重視する見方の3つがあるが、GDP データの把握できる 140 か国程度の過去のデータから、この3つ要因を比較すると、規律（制度）の要因が所得に与える影響も最も大きく、地理的要因は規律に与える影響を通じて間接的に影響しているに過ぎないこと、貿易要因も規律の質に影響を与えるものの、規律の要因に配慮すると、場合によっては所得増加にマイナスの影響を及ぼしているケースもあるという結果になったとのことである[140 ページ]。

内部規律と経済発展・経済成長の関係という観点では「信頼」や「文化」といった要因が経済発展に与える影響にかかる研究が、主に 2000 年代に入ってから増えてきたという。具体的には、社会学や政治学においては従来から注目されてきた「ソーシャル・キャピタル」といった概念も、NIE においては内部規律の一つと整理され、外部規律との関係性などを含めて実証的な研究が深められてきた。様々な内部規律がどのように形成され、どのように変化していくのかといった点についてはまだ研究が十分とはいえず、必ずしもコンセンサ

スといった認識があるわけではないという[217～218 ページ]。しかしそのなかでも例えばパットナムの行った、南北イタリアの発展の差を歴史の一時期において一定の外部規律（都市自治）を経ているかどうかを重要であるという研究に対して、それがどこまで普遍性があるのか、という観点から、欧州主要 8 か国の 69 の地域を対象として、「信頼、他者への敬意、個人の自己決定重視の考え、従順さ」の 4 点から内部規律の違いを判断し、その相違を、パットナムと同様の視点で説明できるかといった研究など、より普遍的な認識を目指した研究があることが紹介されている[148 ページ]。

(注 11) Acemoglu, D., S. Naidu, P. Restrepo, and J. Robinson (2014). Democracy Does Cause Growth. *Working Paper No. 2004*. National Bureau of Economic Research.

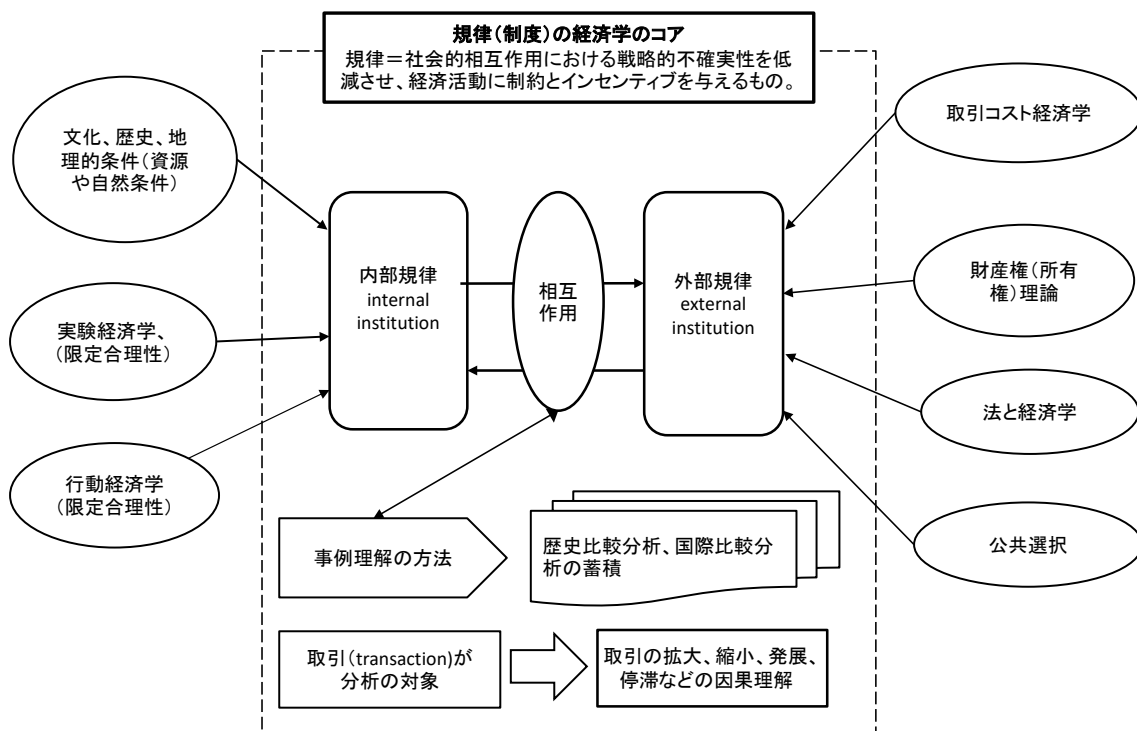
(注 12) Rodrik, D., A. Subramanian, and F. Trebbi (2004). Institutions Rule: The Primacy of Institutions over Geography and Integration in Economic Development. *Journal of Economic Growth* 9

### (7) 規律（制度）の経済学と関連する研究プログラム

以上を踏まえて、ここで NIE と他の研究分野との関連性の概要を示しておきたい。

第 2 図がそれであり、ヴォイトの概説本は、NIE が、近年発展著しい経済学の諸分野（組織の経済学、法と経済学、所有権理論、取引コスト経済学、行動経済学、実験経済学など）の成果を包括するような枠組みであることを示すものとなっている。

第 2 図 ヴォイトによる NIE と他研究分野との関係図



資料 ヴォイト (2019) より筆者作成

## (8) 「実践的な改善策」策定に向けたNIEによる研究の方向性

以上、多様な内部規律や外部規律、及びその相互作用が、経済発展や成長にプラス面マイナス面含めて、どのような影響を与えてきたのか、与えているのか、という点に関して、NIEが理解を深めてきたことを説明した。そしてそれが経済学において近年発展著しい分野（行動経済学や実験経済学、広くみた意味での「情報の経済学」）を総括するような枠組みとなっていることは、第2図にその概要を示したとおりである。

それでは「**規律→経済発展・成長**」という因果関係を示せばそれで十分か、といえれば決してそうではない。それは単なる「説明」であって、ある意味では「様々な説明の仕方の1つ」でしかないともいえる。それが「**真実性をもった説明**」であることを示すためには、どういった対策を講ずれば、より豊かな社会を展望できるのかを具体的に提示できることが条件といえるだろう。

その展望を示すためには、「**何らかの要因→その社会の外部規律、内部規律**」という因果関係に対する理解を深める必要がある。その因果関係理解に（ただ一つとは言えないが）真実性があるのであれば、その「**何らかの要因**」に働きかけることで、現在の外部規律や内部規律が、一歩ずつより良い方向に向かうという結果が生じるはずである。

近年のNIE研究の進展には、主流派経済学からの政策提言である、いわゆる「ワシントンコンセンサス」<sup>(注13)</sup>が、必ずしも貧困問題の解決につながらないという、主流である新古典派経済学への実践的な知見としての不十分さについての評価が社会的に広まったことも背景にはあるために、この点は重要なテーマなのである。

そのような背景もあり、NIEでは「**何らかの要因→その社会の外部規律・内部規律の形成**」という因果関係も、経験的な事実の中から認識を深めてきた。

これまでの研究を踏まえてヴォイトが明らかにしているのは、その国や地域における外部規律・内部規律を形成する要因としては、地理的特徴や資源賦存状況などは説明力は低く、大きくみれば文化的・歴史的な背景が要因であるとする。これには、同じような地理的環境にある国でも、かつての植民地時代に宗主国から導入された外部規律の影響が残って、それが経済発展の度合いに影響を及ぼしているケースなどの経験的な事実がある[170～171 ページ]。

現在ある規律の形成や変化の要因を理解するには、「歴史的文化的背景」のうちでどのような点に着目する必要があるのか、その点をヴォイトはこれまでのNIEの成果をもとに、まず**外部規律を対象として**以下の6点をあげている。

(1)限定合理性をふまえた「満足化行動」の観点、(2)集合行為（公共財の創出、公共選択）のありかた、(3)規律変化には経路依存性があるという観点、(4)政治的取引コスト（政治的な合意を実現するまで様々な障害）の状況、(5)当該外部規律に関連する行為主体の相対的な力の状況、(6)（当該外部規律に対する）内部規律面からの適切性の度合い。

そして、(1)から(4)は、外部規律の変化を阻害する要因であり、その点から変化を阻害する要因が無ければ、(5)の要因が規律変化の方向性を示唆するものになるとし、また(6)の要

因は実施可能な外部規律の集合を形成する要因になるとしている[186 ページ]。

このような取りまとめは、当該外部規律の影響を受ける人々がその変化を望みながら実現しない場合、何が問題になっているのか、という要因を分解して理解しようとする際の出発点を提供するものと考えられる。

そして外部規律の変更を企図した場合(6)の内部規律の観点からの適切性の度合いも要件になるということがあり、その意味では「内部規律の形成要因」についての理解も同時に深めていかなければならないことが示唆されている。

経済発展の阻害要因として、その国や地域の内部規律のあり方が影響を与えている場合もあり、様々な内部規律が形成されている要因についての理解が深まれば、そういった状況に対して、必要であれば何らかの対応策を講ずることで、次第に内部規律の変化を促すことも可能になる。

内部規律については、ヴォイトは前掲第1表の通り4つに分類しており、そのなかで、タイプ1の規律は自然発生的であって経済発展の阻害要因として考えにくいこと、またタイプ4の規律(民間の組織規律など)は、人為的に変更できるという意味では外部規律の変化の要因と同様な視点から理解できるとし、経済発展とのかかわりで、内部規律の起源や形成要因が重要になるのは、倫理(タイプ2)、慣習(タイプ3)であるとしている[195 ページ]。

しかし、内部規律の起源や形成は、宗教的規範などを含むその内容からしても、経済学的な知見だけで明らかにできるものではなく、実際にも「価値観や規範の共有」というテーマで認知科学などからの分析も行われている分野であるとする[212 ページ]。

内部規律の起源とその変化要因をさぐる研究は、外部規律のそれに比べてもまだ不十分であり、ある程度研究されてきたテーマは、内部規律の違いをもたらす要因や変化のきっかけとなる要因を経験的な事実から明らかにすることで、その点では、「地理的(自然的)要因」と「外部規律変化の要因」の2つが指摘されている。

具体的に地理的(自然的)要因が内部規律を形成したと考えられる事例としては、気象変動が大きい地域の農家ほど、相互保険制度によるリスクプールの価値が大きく実際に相互保険制度を運営するなかで、その地域における高い相互信頼という内部規律の背景となっているという研究が紹介されている[214~215 ページ]。

外部規律の相違が内部規律に影響を及ぼした事例としては、前述の南北イタリアの経済的格差の起源として、11世紀に北部イタリアの諸都市が都市国家として独立的な外部規律を確立できたのに対して、ノルマン統治を受けた南部ではそのような独立的な外部規律の確立ができなかったことにその淵源を求めていることも、「独立した都市国家になるという外部規律のセット」を確立したという経験が、結果的にその地域の内部規律に長期的な影響を与えた事例としてみることができるとしている[215 ページ、及びパットナム訳書 146 ページ]<sup>(注14)</sup>。

ただし、内部規律の淵源や変化の要因の検討はまだ不十分であることから、現時点でいえるのは、内部規律の発展はほとんどの場合自然発生的であり意識的に介入して内部規律を

変化させるということは、経験的な事実としては実行が難しいとみられること、そういった自然発生的に発展する国や地域の内部規律に対してはそれと対立するような外部規律を取り入れることは取引コストの上昇につながる、といった程度のことであるとまとめている。

(注 13) ワシントンコンセンサスとは、1980 年代に主に中南米で試みられた累積債務削減への対応や広く途上国の経済成長を促す処方箋として、主流であった新古典派経済学に依拠して推奨された政策セットで、財政赤字是正、公共支出への優先順位づけ、課税対象をひろげる税制改革、金融自由化、貿易自由化、海外からの直接投資自由化、規制緩和、財産権の保全等からなっている(盛真依子(2007)「ワシントンコンセンサス」の諸問題とその克服への道『岡山大学経済学会雑誌』)

(注 14) Putnam, R.(1993), *Making Democracy Work*, Princeton University Press, 河田潤一訳(2001)『哲学する民主主義 伝統と改革の市民的構造』NTT 出版

### (9) 規律(制度)の経済学が経済政策に対して示唆することから

NIE の成果に基づいて、経済政策のあり方に関してどのようなことが提言できるのか。

ヴォイトでは以下の7点を、これまでのNIEの成果に基づく経済発展にむけた政策への提言としてまとめている[238~242 ページ]。

- ① 経済発展には、物的・人的資本の向上に努めるだけでは不十分であり、その国や地域の実情に適した経済発展に資する規律(制度)を導入するという視点も、それと同等に重要である
- ② 規律(制度)の変更は「例外」であるべきで、原則とすべきではない。規律の変更により社会的に純益を約束するものである場合には、関係者が「確認される可能性の高い期待」を抱くことができるように、可能な限り透明性をもって実施されるべきである。
- ③ 規律(制度)の変更を行おうとするとき、政府は可能な限りその変更(の成果)を約束すべきである。
- ④ 外部規律を改革する際には、その社会における内部規律を配慮する必要がある。大体において、外部規律はその社会における内部規律と両立的であるべきである。
- ⑤ 内部規律のもつ未活用の生産的可能性を特定化する必要があり、そのような内部規律を普及させる触媒として民間関係者が役割を発揮するように奨励されるべきである。
- ⑥ 規制緩和による規律改革を実施する場合、それぞれの産業で規制緩和による損失を被る主体が他の産業で規制緩和による利益を実現する機会を与えるために、包括的なパッケージを同時に実施することが望ましい。
- ⑦ 新しい規律(制度)の導入コストを明示的に考慮することが必要で、規律(制度)の変更については、その点から実現可能な代替案のみ比較検討すべきである。

以上が、これまでのNIE研究の成果をもとに、ヴォイトが取りまとめた概説書の大筋である。経済政策への提言は、保守的な色彩が強いものの、法や契約、組織などによる多様な規律の存在が社会的相互作用における戦略的不確実性を低下させ、それが投資や消費の増加

をもたらして経済発展につながるということを、歴史比較や国際比較による経験的な事実に基づいて明らかにしてきた NIE の認識として理解する必要がある。

NIE は、欧米の経済学で過去 40 年程度にわたり大きな進展がみられた研究分野でありながら、わが国ではほとんどその実像が紹介されていない。そしてそのことは、わが国経済が過去 30 年近くにわたり、主要国に例をみない経済低迷を続けていることと無関係ではないと考える。以下その点を論じたい。

## 2 規律（制度）の経済学発展の含意とわが国への示唆

以上のような NIE の研究は、現時点では経済発展論という分野における新たな枠組みとなっているものであるが、その意義はそれにとどまるものではなく、より大きな影響を今後もつものとする。その含意とわが国に示唆することを考える。

### （1）物理学を範とする経済学から、社会の科学としての経済学へ

まず、NIE の枠組みは、これまでの「物理学を範とする経済学」から「社会の科学」としての経済学への大きな転換を意味していると考えられる。

新古典派など既往主流の経済学は、「モノ」と「モノ」が交換（その交換比率が相対価格）されそれによって交換以前よりも交換後に両者ともに豊かな状況をもたらされるという状況からその立論を展開するが、前述のとおり現実の社会においては、その「モノ」の存在は、一定の国の財産権にかかる様々な法的な規律のもとにあるのであって、NIE が明らかにしてきたように、そういった側面を理解しなければ、交換が促進されるのか抑制されるのか、といった経済活動の方向性を理解することはできない。

公正な市場で成立する価格を指標とした個人の合理的選択と、競争による規律づけがあれば効率的な資源配分が実現する（はず）という考え方は、価格と量だけで論ずることが可能であるために物理学の知見と親和性があるが、冒頭に論じているようにそれは、「情報が完全である」「独占や寡占といった外部性が一切存在しない」というような限定的な状況でのみ成り立つものであり、現実の経済現象をそのような見方で論ずることができることはむしろ少ないということは、欧米においては広く共有化されている考えであると思われる。

そして「物理学を範とする経済学」の大きな問題は、法や契約、組織などの、経済活動を規律づけている競争以外の要因が、物理学の運動法則における「摩擦」のように位置付けられることであり、「現実社会には様々な摩擦があるのは止むを得ないが、理想的な運動法則が貫徹する（それによって資源の最適配分が実現する）ためには、そのような摩擦の存在は、少なければ少ないほど良い、という考えが生み出されることである。

そうではなく、情報の非対称性が広範囲に存在し、独占や寡占など、経済活動参加者の間の力の差があり、人と人との間も「囚人のジレンマ」のような戦略的な不確実性のもとで双方にとって望ましくない帰結に陥る可能性も多い現実の経済社会においては、競争だけで

なく法や契約、取引の組織内化などの多様なあり方が経済活動を規律づけているのであって、むしろそれらの存在が社会関係における不確実性を低下させることを通じて、取引を活性化して投資や消費を拡大させているのである。それらは「少なければ少ないほど結果が予想しやすくなる」摩擦のようなものでは決してない。

国や地域ごとに歴史的・文化的要因のなかで形成されてきた多様な内部規律（慣習、規範や倫理観など）と、それと整合的な外部規律（法やその形成・執行体制、法から派生する様々な規制、財産権のあり方や組織規制など）の導入によって経済活動の適切な制約やインセンティブが生まれることで戦略的不確実性が低下し、技術革新や投資の増加を通じて経済発展につながるのだということは、既往主流派経済学による説明を超えるような複雑な経済現象をどう説明するかという課題に向き合ってきた欧米の経済学が、NIEとして明らかにしてきたことなのである。

そしてそれは、NIEの理解では「経済学の原点回帰」でもある。例えばカスパーは「経済成長を説明する上で規律（制度）の側面に注目することは、多くの点で、スコットランドの社会哲学者デヴィッド・ヒュームやアダム・スミスといった初期の思想家たちが言っていたことを再発見することになる。彼らは、少なくとも3つの規律（制度）が人類の進歩と文明社会の基本であると説いている。すなわち、財産権の保証、自発的な契約による財産の自由な移転、そして約束の遵守である」<sup>(注15)</sup>と指摘している。アダム・スミスも「道徳感情論」で経済発展に必要な内部規律について論じ、そういった内部規律の存在と整合性ある外部規律のあり方を「国富論」で論じていたと考えることができる。

(注15) Kasper (2012)、26ページ

## (2) 物理学からの脱却は「経済学のコンセンサス形成」への取り組みでもある

ヴォイトの概説書は、前掲第2図のように、近年発展著しい経済学の諸分野（行動経済学、実験経済学、法と経済学、財産権理論など）とNIEとの関連性が分かるように全体が構成されている。このことは、欧米では経済学が物理学を範とするものから、経験的な経済現象を理解するという方法に基づく研究へとその幅を広げてきた結果、NIEを核とした「経済学のコンセンサス」が形成されつつあることを示していると考えられる。

これまでの、物理学を範とする経済学が中心であった時代には、経済学には主流、非主流、反主流などの位置づけはあったが、「コンセンサス」は存在していなかったといつてよい。それは物理学を範とする経済学は、単純な原理の演繹的展開で複雑な状況を説明しようとするものだから、「単純な原理」に関する認識が異なる理論の間では、「コンセンサス」が形成されようがないからである。具体的には「新古典派総合」（ミクロ経済学は新古典派の理論を用い、価格機能が不全であったり、需給ギャップに際しては政府がそれに介入するというケインズ経済学が接合されたもの）が主流であった時代にも、マルクス経済学という、基本認識を異にする経済学があったし、「完全合理性」を前提にする新古典派経済学に対して、「限定合理性」を基礎とする行動経済学や実験経済学という考え方も併存していた。そうい

った状況は、そもそも物理学を範とするこれまで主流の経済学が「説明すべき経済現象に経験的基礎がある（実際に行われている）こと」を重視していない枠組みである点に大きな問題があり、その意味では、実際に生じた経済現象を理解しようとする経済史分析も、主流の経済学とは全く異なる手法で行われていたのである。

それに対しNIEの枠組みは、経済現象の経験的基礎を重視し、実際に行われている経済活動を理解するという方法であるため、特定の行動原理を前提にせず、様々な理解のなかからより普遍的な理解を積み上げていくという意味で、コンセンサスをつくることのできる枠組みといえる。もちろん現実の経済活動は、一定の視角がなければ理解できないから、NIEには本稿で論じたように、経済活動を制約しインセンティブを形成する多様な規律（制度）と経済成果との間の関係を探るという視角はある。そして、新古典派経済学が前提にしているような「個人の合理的選択」や「競争による規律づけ」も、それが特定の環境における経済現象を説明する上で適切であるなら、それぞれ「内部規律」「外部規律」の一つとして取り入れることができるから、これまで蓄積されてきた経済学的な知見も、そういった規律のみで行われている経済活動の説明ということであれば活用ができる。その意味で、コンセンサスを形成する基盤となるにふさわしい経済理解の枠組みと考えられる。

そしてヴォイトの概説書が、NIEが経済学（少なくとも開発経済学）のコンセンサスになりうる枠組みであることを示す構成をとっていることは、欧米においては、ある学問が「科学である」と主張するためには、その学問の専門家の中で、「コンセンサス」といえるものが確固として存在している必要がある、ということに対する認識が高いことを示していると思われる。NIEの方法は、様々な規律（制度）の役割を、比較分析を中心に理解しようとするものであり、社会科学では自然科学のような厳密な対照実験ができないという制約もあってコンセンサスといえるような命題を量産できるような状況にはない。それは本稿で概説したとおりであるが、「科学である」ことを主張するための必要な条件を備えるために、困難ではあってもそういった方向に大きくシフトしてきたのが近年の欧米の経済学であると考えられ、多くの個別研究を通じて、今日ではある程度の共通理解が形成されているのではないかと考える。

### **（3）NIEの成果からみたわが国経済と経済学**

本稿で論じたようなNIEの成果はわが国ではほとんど共有化されておらず、そのなかでわが国は30年近く、主要国に例をみない経済低迷を続けており、その原因をめぐって「コンセンサスなき経済学的説明」が様々に論じられてきた。

縦割りで、それぞれの「学派」内での評価が重視されるわが国においては、「学派を超えたコンセンサス」が無いことへの危機感が乏しい。また、社会全体も縦割りであるために、コンセンサスなき議論を繰り返している経済学者に対する「社会からの厳しい目」も、欧米ほどには存在しておらず、そのことも、経済学者の間に、学派を超えたコンセンサス形成へのインセンティブを低めている面があろう。しかし、主要国でわが国のみが長期の経済低迷



を続けている事態を考えれば、自らの学説の正しさを主張すること以上に、わが国において経済学のコンセンサスが成り立たない理由及び、どのような内容であればコンセンサスになりうるのかといった事柄に関して検討を試みる社会的責務が、経済学の各派のリーダーにはあるのではないかと考える。

わが国経済の低迷は短期的なものではなく、本稿で論じたような経済発展論のテーマとなる事態である。その意味で、NIE の枠組みを参照すれば、わが国経済の長期低迷の原因として、政府による体系性なき、矢継ぎ早の「規制制度改革」（規律の改変）が、民間経済主体にとって「社会的相互作用における戦略的不確実性」を高めることにつながり、それが、「改革」の利益を得る一部の主体を除いて、全体としての投資抑制になっているのではないか、これまで行われてきた規律の改変は、わが国の内部規律と整合的なものといえるのか、そういった「規制制度改革」が国民の意向を反映して策定されているのか、一部の「レントシーカー」によってつくられているといったような「公（おおやけ）の規律」に問題があるのではないか、そもそも既往政党の一部の考えばかりが反映するような選挙システム（小選挙区制）は、国民の意思を反映すべき代議員の選出システム（集合行為）として適切なのか、といったことがすぐに思い浮かぶ論点であるが、そういったことが包括性あるテーマとして経済学者から問題にされることはほとんどない。そうではなく、「需要不足なのか供給体制に問題があるのか」「金融政策が不十分なのか財政政策が不十分なのか」といったような、物理学を範とする経済学の発想からの論点ばかりが議論をされている状況にある。

欧米における NIE の研究蓄積がほとんど共有化されておらず、依然として物理学を範とする経済学からの発想が中心であることは、経済現象理解にコンセンサスを形成できないことと表裏一体であるし、規制制度改革（規律改変）の方法や内容、また選挙の仕組みのような集合行為のあり方への関心が薄いのは、そもそも法や組織規律などの競争以外の規律づけは、物理学的経済学からは、経済的な力が働く場合の「摩擦」のような位置づけだから、それがどのように改変され、改変案がどのように形成されたか、国民の内部規律と整合的なものなのか、などの点にはあまり関心が及ばないのである。しかし、NIE の知見によれば、そういった「競争以外の多様な規律」こそが、不確実性を低下させて投資を拡大するためのインセンティブを形成しているのだから、そういった様々な規律が、国民のニーズに従って、国民の内部規律と整合的な形で適切に改変されているのかは、経済発展にとって決定的に重要なのである。

そういった要因は質的なものであって、計量的な因果関係が証明できないではないか、との批判もあるだろう。それに対しては、過去 40 年程度にわたって地道な比較歴史研究や国際比較研究を通じて、諸国の多様な規律（制度）のあり方と経済発展との間にある、ある程度普遍的に確認できる因果関係を追求してきた欧米の経済学の成果をどう考えるか、それを無視できるのか、という点を指摘しておきたい。もともと 10～20 年程度の 1 国経済に絞れば、ほとんどの経済変数は連動して動くのだから、計量分析をすれば無数の相関関係があり、その中から一定のルールで多数の「因果関係」を提示することが可能である。そういっ

た要因もあって物理学を範とする経済学ではコンセンサス形成が難しい面があるが、物理学を範とした経済学を中心とし続けるのであれば、「多様な学派をまたがったコンセンサス」形成に意を払うべきであり、コンセンサスが形成できないわが国経済学の現状は、経済学者以外の目からは、「科学といえる状況ではない」と映ることは避けられないであろう。

欧米の NIE の研究蓄積がわが国ではほとんど共有化されていない、と述べたが、近年ではその状況にも変化が生じている。それはまず日本経済史の分野であり、従来のマルクス経済学からの歴史観にそった経済史理解にかわって、より広範囲な史実を説明できる NIE の枠組みに基づく経済史研究の成果が増加しており、わが国経済史の見方も一新されつつある<sup>(注16)</sup>。

それ以外にも、渡辺努『物価とは何か』は、物価をめぐる経験的事実を丹念に検討することで、現実の価格変更においてはフェアかアンフェアかといったノルム（規範）が重要で、それは国によっても異なること（310 ページ、268～271 ページ）や、企業が値上げをためらうのには「需要や原価の変化を見極めるのに時間がかかる・・・競合他社の動きを見極めるのに時間がかかる」などの「不確実性を理由に挙げる企業が多い」（237 ページ）こと等を見出しているが、経験的事実を重視して家計や企業の行動制約やインセンティブと物価との関係に着目している点で、物価についての NIE 的な知見を示す研究といえる<sup>(注17)</sup>。

（注 16）小野澤康晴（2021）「経済史理解の新たな枠組みと協同組合への示唆」『総研レポート』2020 調一 No. 9 参照

（注 17）渡辺努（2022）『物価とは何か』講談社

### 3 規律（制度）の経済学からみた協同組合

欧米での、「国際協同組合同年」「協同組合を無形文化遺産に」といった協同組合への理解の広がり背景には、規律（制度）の経済学が欧米ではコンセンサスを得てきたことが一つの背景になっている。これまでも指摘してきたことだが、そのことは、国際協同組合同年を記念して ICA と Euricse（European Research Institute on Cooperative and Social Enterprises：協同組合と社会的企業に関するヨーロッパ研究機構）が 2012 年に共同開催したカンファレンス（「よりよい世界の実現に向けて—協同組合への理解の促進」）で、多数の経済学者がそれぞれの立場から協同組合について論じていることから明らかである。

その場には、法と経済学、組織の経済学、行動経済学などの多様な分野の経済学者が参集したが、本稿で論じたような NIE の枠組みがそれら多くの分野のコンセンサスとなっていることを考えれば（第 2 図参照）、欧米においてはそういった幅広い分野の研究者が、同じ対象に関心を持つ状況も自然なものといえる。

そしてその報告書においては「協同組合の重要性」として、「協同組合の役割をよりよく理解するためには、協同組合という規律（制度）が、経済システム全体に及ぼす貢献に注意を払う必要がある（To better understand the role of cooperatives, particular attention

needs to be paid to the contribution that these institutions provide to the overall functioning of economic systems.) とし、その内容を以下の5つにまとめている。

- ①協同組合は市場の失敗による影響を抑えるための限定的な役割をはるかに超えて、経済システムの機能を改善し多数の人々の経済的な豊かさを実現するが、この貢献は協同組合の独特な所有のあり方とガバナンスのルールに由来する。
- ②特に金融や農業などの、大きな不確実性と価格変動によって特徴付けられるセクターにおいて、経済を安定させる上で重要な役割を果たす。
- ③収益性が低く不確実性が高い財・サービスの提供が可能であることを通じて、人々のニーズに近い財とサービスの生産を維持することに貢献している。
- ④長期的視点をとる傾向があり、それは協同組合が、地域社会にとっての生産的な資産を構成しているからである。
- ⑤所得の公平な分配に貢献する。協同組合はメンバーのニーズを満たすために作られており、利益を累積するようには考えられていないため、賃金や雇用を増やすことによって労働者に、あるいは低価格を通じて消費者に資源を再分配する。

以上は、不確実性を低下させることができるといった NIE が重視する、経済発展に寄与できる規律（制度）の「望ましい」意義が、協同組合という規律（制度）についても当てはまっているという認識を示すものである。もともと NIE は、経験的事実に即して、法や慣習、組織等による、競争以外の規律づけとその経済的成果（経済発展、成長）との関連性を明らかにしようとしてきたものだから、そういった視点からすれば、人的結合体（アソシエーション）であると同時に事業体（エンタープライズ）で、利用者が出資をして1人1票で運営に参加するという独特な外部規律を持つと同時に、協同組合の価値という内部規律も重視し、組合員の経済的、社会的、文化的ニーズと願いを実現することを目的として、200年の歴史と世界的な広がりを持つ協同組合という存在が注目されるのはむしろ当然なことである。

1人1票という運営ルールも、様々なアソシエーションを通じた意思反映が十分に機能すれば、「ルール変更に合意するために必要な関係者が多いほど、予期せぬルール変更の可能性が低くなることで投資増加の要因になる」（本稿 15 ページ参照）という不確実性低下の面からの意義があろうし、農協を含めた中小事業者・個人事業主の協同組合に即していえば、組合の施設として組合員が共同利用する資産と組合員が個人で所有する資産という区分けには、「資産の補完性の程度やそれを外部規律のもとで一体的に統治することの有効性などの観点から適正な企業規模が決まってくるという、企業の境界論、適正企業規模論」からの理解（本稿 12 ページ参照）も可能であろう。

経済学者からの評価が高まれば、協同組合の現場で何かメリットがあるかといえ、すぐに効果があらわれるわけではないだろう。ましてわが国は欧米と異なり、NIE の枠組み自体が経済学者の間でこれまでほとんど共有化されてこなかったもので、欧米のように、経済学

者からの評価が高まるといったことも早期には期待できない。その意味では、協同組合の強化は、現場における創意工夫ある地道な取組みによって実現するしかないことである。ただしその際にも、第2図で示したようなNIEに基づく経済活動理解の枠組みは、外部規律と内部規律の相互作用など、組織のあり方を客観的に把握するという観点からも活用可能なものであり、自らの組合に即して、外部規律や内部規律の現状がどうなっているのか、それが組合と組合員間の取引促進にどのような影響を与えているのかなどの、自らの組織を別の視角から見直す一つのきっかけになるものと思われる。

そういった、自らの組合をより普遍性ある枠組みでとらえなおすという作業を各種の組合で取り組むことができれば、それは、わが国において、業種別協同組合を超えて、「協同組合そのもの」を対外的に発信する際の基盤形成につながるものともなろう。

組合員数や事業量の点で世界的にみて「協同組合大国」であるわが国において、「協同組合とは何か」について認知度・理解度が低い背景の一つとしては、協同組合が業種別縦割りで存在しているために、「農協」や「生協」は知られていても、それらが「協同組合の1つ」という認知にまで至らないということもあると考えられる。そういった状況を改善すべく、JCA（日本協同組合連携機構）が設立され、業種別協同組合を超えた「協同組合としての取組み」が地域において様々に行われている。それらの貴重な取組みの対外発信力を高めるためにも、「協同組合とはそもそも何なのか」ということを、内向きな性格の強い協同組合の「定義、価値、原則」だけでなく、より客観性・普遍性ある枠組みで、各種協同組合グループを超えたコンセンサスとして発信をしていくことが重要である。わが国の経済学が「コンセンサス」を形成できないことは、経済学者以外からの「経済学への不信」につながっていると思われる。多様な事業を営み、組織基盤も様々であるわが国の各種協同組合グループも「協同組合が何を行っているか」だけでなく、「協同組合とは何か」についてのコンセンサスを発信しなければ、「協同組合そのもの」の社会的な認知度向上は難しいと考える。

コンセンサスを発信する枠組みは、「自らの協同組合グループの取組みの説明しやすさ」ではなく、より普遍的な、各種協同組合グループが歩み寄ることができる枠組みである必要がある。営利・非営利という分類は、これまで主流であった新古典派経済学においては分類基準として重要であったが、その際比較される「営利企業」は新古典派経済学の理論上の存在であり、現実社会においては、「わが社は営利を目的として事業を行っている」と一般向けに公言する事業体は無いであろう。であれば、「非営利」であることはもちろんとしても、「協同組合とは何か」をさらに付加して発信していかなければ、協同組合の社会的な認知度はなかなか高まらないと思われる。

第2図に示したようなNIEの枠組みは、ICAが取り上げたように、多様な協同組合を位置付け、共通理解をつくりあげる土台として適したものと考えられる。その意味で、協同組合とは何かについて、コンセンサスに基づいた追加的な情報発信を考えるのであれば、その際の枠組みの一つとして検討に値するものと思われる。

## おわりに

本稿では欧米において経済発展論の内容を一新しつつある NIE (新しい「規律の経済学」) を取り上げてその概要を紹介するとともに、NIE に基づく研究進展のもつ意義と、NIE の研究蓄積が共有化されていないことが、わが国経済分析のあり方や経済政策に重大な影響を及ぼしていることを論じた。そういったわが国経済全体への影響に加え、欧米における NIE の広まりは、「国際協同組合年」や協同組合の無形文化遺産登録といった欧米における協同組合認知度の向上をもたらす要因の一つとなっていることもあり、その動向は、各種協同組合グループを超えた「協同組合として」注目をしていく必要があると考える。

(おのざわ やすはる)

## 【参考文献】

- ・小野澤康晴 (2018) 「協同組合と経済学の近年の関係性強化—経済学の枠組み変化の影響—」『農林金融』12月号
- ・小野澤康晴 (2021) 「経済史理解の新たな枠組みと協同組合への示唆」『総研レポート』2020 調一 No. 9
- ・小野澤康晴 (2021) 「所有権の構造からみた協同組合」『農林金融』6月号
- ・神取道宏『ミクロ経済学』(2014) 日本評論社
- ・鳥居泰彦 (1993) 「経済発展理論の系譜と新潮流」大蔵省財政金融研究所『ファイナンシャル・レビュー』3月
- ・盛真依子 (2007) 「ワシントンコンセンサス」の諸問題とその克服への道『岡山大学経済学会雑誌』
- ・渡辺努 (2022) 『物価とは何か』講談社
- ・Acemoglu, D and J. Robinson (2012), *Why Nations Fail The Origins of Power, Prosperity, and Poverty*, Brochman 鬼澤忍訳 (2013) 『国家はなぜ衰退するのか』早川書房、
- ・Acemoglu, D., S. Naidu, P. Restrepo, and J. Robinson (2014). Democracy Does Cause Growth. *Working Paper No. 2004*. National Bureau of Economic Research.
- ・Akerlof, G (1970) “The Market for “Lemons”: Quality Uncertainty and the Market Mechanism” *The Quarterly Journal of Economics*, Vol. 84, No. 3.
- ・Euricse (2012), “ Promoting the Understanding of Cooperatives for a Better World,” ( eds. C.Borzaga and G. Galera) . 中川祥子・ロザリオ・ララッタ訳、栗本昭監訳 (2014) 「よりよい世界の実現に向けて—協同組合への理解の促進—」『生協総研レポート』No.72
- ・Groenewegen, J. and A. Spithoven and A. Van Den Berg(2010) *Institutional Economics An Introduction*, Red Globe Press
- ・Henisz, W(2000). The Institutional Environment for Economic Growth, *Economics and Politics* Volume 12
- ・Kasper, W. and M. Streit, and P. Boettke (2012) *Institutional Economics, Property, Competition,*

*Policies* , Edward Elgar Publishing

・ Milgrom, R. and J. Roberts (1992) *Economics, Organization & Management*, Prentice Hall, 奥野 (藤原) 正寛、伊藤秀史、今井春雄、西村理、八木甫訳 (1997) 『組織の経済学』 NTT 出版

・ Ostrom, E. (2000) Collective Action and the Evolution of Social Norms, *The Journal of Economic Perspectives*, Vol. 14, No. 3

・ Rodrik, D., A. Subramanian, and F. Trebbi (2004). Institutions Rule: The Primacy of Institutions over Geography and Integration in Economic Development. *Journal of Economic Growth* 9

・ Rodrik, D. (2011) *The Globalization Paradox* 柴山桂太、大川良文訳 『グローバリゼーション・パラドクス 世界経済の未来を決める三つの道』 (2013) 白水社

・ Putnam, R. (1993), *Making Democracy Work*, Princeton University Press, 河田潤一訳 (2001) 『哲学する民主主義 伝統と改革の市民的構造』 NTT 出版

・ Voigt, S (2019) *Institutional Economics An Introduction* , Cambridge University Press

---

総研レポート 2021 調一No.5

発行 (株)農林中金総合研究所 調査第一部  
〒151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷 5-27-11  
電話 03-6362-7738

---

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。